

<資料紹介> 徳川義親の礼法論：「礼法要項」による 道德教育

著者	長沼 秀明
雑誌名	川口短大紀要
巻	29
ページ	216-224
発行年	2015-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000211/

徳川義親の礼法論

——「礼法要項」による道徳教育——

長 沼 秀 明

はじめに

「大東亜戦争」開戦から半月余りの昭和一六年（一九四一年）の末（二月二九日）、『国民科修身教育の実践』と題する一冊の本が大日本出版株式会社より刊行された。副題には「国民学校礼法教授要項案」とある。この本の編者は「東京高等師範学校附属国民学校初等教育研究会」である。

四二〇ページから成る大部の書の「序」は、つぎのように始まる。

中外諸国の情勢と、古今史実の趨勢とに鑑みまするに、東亜の諸民族として各々其の処を得しめる共栄圏の確立と、東西両洋の諸文化をして真に康福を増進するものたらしめる新文化の創造とは、現代皇国の緊要な使命であります。

それは、万古不易にして無比尊厳なる国体に基づく日本道義の然らしめるところであり、皇国の道義こそ古今に通じて譲らず、中外に施して悖らざる根源を有するがためであります。けれども皇国の道が、若し抽象的理論や概念的道徳に終はるものでありますならば、その使命を達成するどころか、支那事變の完遂すらも覚束ないであらうと思はれるのであり、それが内、国民全員の具体的履修であり、實際的言行であり、日本的徳性の実践であつてこそ、外、万邦の信頼敬服を得る教養であり、指導者と仰がれる資格であります。斯く考へますとき、国民科修身教授の責務の、極めて重大緊要なることを明確に認識するものであります。

よつて、わが初等教育研究会は、刻下当面の輿望に応へる意味に於いて、去る十月十九日より二十三日まで五日間、全国訓導修身協議会を開催し、本科教授の運営を最も適切有効ならし

めるために、終始熱心なる錬成修行と研究討議を重ねました。その結晶として生れたのが本書であります。

本書の内容は、右の「序」によれば、昭和一六年全国訓導修身協議会の「発表協議の次第に従つたもの」である。本書刊行の二カ月前の同年一〇月に五日間にわたり開催された「全国訓導修身協議会」では、「臣道の実践と国民科修身、高度国防国家体制と国民科修身、国民学校に於ける国民科修身の地位、皇国の道義的使命についての自覚、大国民的風尚育成と国民科修身、国民科修身の教育形態、国民礼法と躰、集団訓練と日常生活、修練の場としての家庭及社会、国民科修身新書の考察、児童徳性の発達等」が検討されたという。本稿は、右の全国訓導修身協議会「のために賜はつた御講演又は御寄稿」を収録した本書第一編「国民学校の根本精神と修身教育」の第四章「侯爵徳川義親」による講演要旨「日常生活に於ける礼法の修練」を紹介し、日本の道徳教育における「礼法」の意義について検討するための重要な一資料を提供するものである。

一 全国訓導修身協議会

まずは、昭和一六年一〇月下旬に五日間にわたって開催された全国訓導修身協議会の内容を見よう。本書『国民科修身教育の実践』の末尾に「附録」として掲載されている「第五十七回全国訓導（国民科修身）協議会概況」が、この五日間の模様を詳細に伝えてくれている。「概況」の冒頭には、つぎのようにある。

国民学校令が実施せられてすでに半歳、今や時局は愈々緊迫し万民一丸となつて曠古の大業を翼賛し来るべきとき吾等教育者の任、また、重且大なるを痛感する次第である。

この秋にあたり、本会に於ては十月十九日より、十月二十三日に至る五日間「国民科修身」の全国訓導協議会を開催し、研究発表に講演に討議に或はみそぎの行に、或は礼法の体験に、実に会員一同の真剣なる行によつて修了した事は、単に我が国教育の前進に預つて力ありたる事を欣快とする次第である。

（中略）

会員は全国各府県より一乃至二名選抜せられたるこの道に熱心な人で五十四名であつた。

右「概況」に付されている「第五十七回全国訓導（国民科修身）協議会日程」と題された表を見れば、初日の一〇月一九日（日曜日）朝八時五分受付終了、最終日の二三日（木曜日）午前一時四〇分閉会式終了まで、五日間にわたり、会員による発表に加え、多数の講演が組まれている。中日の二一日（火曜日）は、朝七時から八時まで、明治神宮での「みそぎ、参拝」がなされた。そして、四日目の二二日（水曜日）は、午前中の会員発表、講演に続き、昼食後は

「徳川侯爵邸」と書かれている。本稿の対象とする徳川義親の「礼法」に関する講演は、この日、東京目白にある尾張徳川家当主の邸宅で行なわれたのであった。表によれば、参加者が徳川侯爵邸に滞在したのは、午後〇時四〇分から三時までの二時間半弱である。どのような時間を過ごしたのであろうか。

「概況」が、当日の様子を日記風に叙述してくれている。「十月廿二日（第四日）」の午後の記述を見よう。

午後一時より徳川義親侯爵邸に於て侯爵のお話しをちかに承はつた。侯爵は尾張の殿様であらせられた方で、自ら氣品が具つてゐられる。お話しも誠に有益で面白く堅苦しい点は少しもなかつた。御講演要旨は別記の如きである。

以上は講堂で承はつたのであるが其後大広間で、小笠原流宗家の礼法を高倉様に実演してみせて頂いた。礼法要項の順に、姿勢、最敬礼、敬礼、起居、受渡、食事等会員の要求により実演してみせて下さつた。

小笠原の先生も云つた事であり又実際に目にみて、礼法は決して堅苦しいものではないと云ふ事である。堅苦しく考へるのは、儀式礼法と日常礼法と混同してゐるからである。との事で、実になめらかで美しく品がある。これこそ、かかる会ならでは到底望むべからざる収獲であつたと会員の述懐を聞く事多であつた。

かくて四時過終了。其後一部の者が高田国民学校で懇談会を開いたが、生憎防空訓練中で一応の自己紹介を終へて散会したのであつた。

徳川義親邸では、義親の講演に加え、小笠原流礼法の実演もなされたのであつた。

二 文部省「礼法要項」

全国訓導修身協議会での徳川義親の講演「日常生活に於ける礼法の修練」（本稿の末尾に全文を掲載）は、表題のとおり、まさに日常生活のなかで「礼法」をいかに実践していくべきかが具体的かつ平易に説かれている。参加者の感想も、右に見たとおり「誠に有益で面白く堅苦しい点は少しもなかつた」ようである。

ところで、本書『国民科修身教育の実践』第四章（徳川義親の講演要旨）の末尾には、たいへん重要な一文が編者によって添えられている。その一文は、つぎのとおりである。

徳川侯爵は、文部省「礼法要項」の制定に関し、委員長として終始非常に尽力せられたことは周知の通りで、昭和礼法は一に侯爵の手に成つたと言つても過言でない。

この一文は、そのまま、徳川義親が、なぜ、全国訓導修身協議会で講演したのか、という問いに対する回答でもあろう。

では、文部省が制定した「礼法要項」とは、いったい、どのようなものだったのであろうか。

東京高等師範学校教授の川島次郎は、昭和一六年刊行の『教育学研究』一〇巻六号へ発表した論文「国民礼法の特質——「礼法要項」の一考察——」の巻頭「一 礼法要項の制定」で、つぎのように述べる。

文部省は、本年四月「礼法要項」を公にし、普通・実業両局長の名を以て、これを「師範学校 中等諸学校ノ修身科ニ於ケル作法教授ノ参考資料トシテ」取扱ひ「右以外ノ学校ニ付テモ右ニ準ジ措置」すべき旨を通牒した。

この「礼法要項」は、社会的に大なる反響を呼びし、新聞、雑誌は盛にその内容を紹介し、書肆は全文を小冊子に印刷して莫大な数量を頒布するなど、寧ろ意外と思はれる程に世の関心を昂めた。さうしてある者はこれを「国民礼法」と呼び、ある者は「昭和礼法」と唱へて、学校の教授資料としてよりも、現代に於ける国民生活の基準が示されたものとして重く取扱つてゐる。

文部省がこの「礼法要項」を公にした直接的の目的は、学校に於ける教授資料を提供する点にあつた事は、前に述べた通牒

によつても明らかであるが、然し礼法そのものの性質からも、文部省がこれを制定しようとした動機又は手続から考へても、進んで之を現代国民生活の基準たらしめようとしてゐたことは明らかである。「礼法要項」の「要旨」には、この点について、「本要項は主として中等学校に於ける礼法教授の資料として編纂したものであるが、同時に又一般国民の日常心得べき礼法の基準たらしめんとするものである。随つて、国民生活に實際に即することを旨とし、材料は概ね日常近易の事項に採り、記述は力めて平易簡明ならしめた。実施に当つては、実情に即して内容を適宜按排して授けることを要する。」

始め、本要項の制定に着手したのは、昭和十三年四月の事であつた。その際本要項の調査委員として委嘱されたものは全部で約三十名であつたが、文部省并に各学校に於ける代表者の外に、宮内省からも、内務省からも、外務省からも、陸軍省からも、海軍省からも夫々委員が出た。会合は前後数十回に亘つて行はれたが、同年七月には凡そ原案が出来、九月には委員長徳川侯爵から文部大臣に報告された。これが本要領の本となつたものである。

しかし文部省は更に慎重な態度をとり、その報告書を印刷して各省に配布し、意見を求めた。かくて再三再四稿を改めて、遂に四年目の今年四月本要領を公にするやうになつたのである。

この慎重な手続も、要するに現代に於ける国民生活に、礼法の基準を與へようとする意図に出でたものと解釈することが出来る。この意味から「礼法要項」を一般に「国民礼法」と呼び、「昭和礼法」と唱へることは、決して文部省の意に反するものではないと思はれる。

徳川義親が委員長を務めた委員会、さらには文部省が、かなりの時間をかけて、「国民礼法」の基準となるべき「礼法要項」を制定した経緯が記されている。

むすび

文部省は、なぜ「礼法要項」の制定に多大な時間をかけなければならなかったのか。そもそも、徳川義親のめざした「日常生活に於ける礼法の修練」は、文部省はじめ政府のめざすところと一致していたのか。そして、「礼法要項」は国民に受け入れられたのか。

日本の道徳教育における「礼法」の意義について時代背景をふまえて考察することが、今後の課題となる。別稿を期したい。

資料

第四章 日常生活に於ける礼法の修練

侯爵 徳川義親

—

今迄の礼法は、皆様もよく御承知のとおり、兎角形式に捉はれ、精神を考へませんでした。しかし之は大変間違つたことであります。私達はこの際これからの礼法はどうあるべきかについて、十分考へて見なければなりません。今度新しく出来ました「礼法要項」についても、世間から、往々之を教室でどう取扱ふのか、どんな風に教へるのかといふやうな事を聞かれるのでありますが、かういふ問を發する事自身が抑々間違ひで、未だ従来の作法教授の殻を脱しきれない証拠であります。

「礼法要項」は教室で知識乃至技術として教へるものではないのであります。従来のように礼法を単に知識もしくは技術として取扱ふのならば態々「礼法要項」とせずとも、『作法要項』としておけば宜しいのであります。礼法は知識ではありません。実行でありませぬ。しかも先生方が先づ実際に行つて然る後児童に及ぼすことが、礼法教授の第一の要訣であります。礼法は日常生活の必要から生れたものでありまして、実行によつて、始めて其の意味が充実するものであります。

私は某女学校へ一週一時間出てゐますが、女学校でも低学年の生徒はよく廊下を走ります。廊下を走らないで歩くといふことは、子供には仲々出来にくいことのやうに思はれます。しかし、これも実践の指導によつて、走らないやうに躡ける事が出来ます。私は学習院で学んだものでありますが、当時学習院の生徒は、決して廊下を走りませんでした。少しでも走れば厳しく戒められたものであります。その他室内はもちろん、室外でも口笛を鳴らすことや、手を洋服のポケットにさし入れること等、堅く禁められてをりまして、皆よくそれを守りました。是等のことは昔でも今でも變りがなく、また何所でも又、何人にとつても大切な事でありますが、それが今日よく行はれてゐないのは、どういふわけでありませうか。要するに実行による躡が足りないからでせう。この点については、先生の方にも責任があるのでないかと考へます。それで礼法は生徒に教えるといふよりも、先づ先生が実行し、之を生徒に及ぼすといふ事が大切で、礼法を教室で教へやうとするから、六ヶしくもなり、生徒の方でもベルがなつて教室から外へ出ると、すぐに忘れてしまふといふやうになるのであります。教へるよりも実行といふ風に考へて行く処に、礼法の行はれる契機があると考へるのであります。

二

私は別にお茶も習はなければ、お花を習つた訳でもありません。又特別の礼法を学んだといふのでもありません。それにも拘らず、一体何がお役にたつて私が斯うした仕事をする様になつたかと申し

ますと、結局小さい頃から母親がやかましく躡けてくれたといふことに因ると思ひます。母は私達を随分厳しく躡けてくれました。姉などは、寝相をよくする様にと両足を縛られた事もある位でした。けれども、躡けられた事柄は決してむづかしい事ではありませんでした。襖は立つてあけてはいけないとか、食事には御飯粒をこぼさないやうにとか、極めて卑近なことばかりでありました。そのかはり、それらは必ず間違ひなく行はねばなりませんでした。

私の生父は松平春嶽であります。それで母は私をどこまでも大名の子として仕込まうとしました。それで、食事の仕方は教へても給仕の方法は教へませんでした。又掃除の仕方等は、必要ないとして全く教へませんでした。尤も私の姉などは、婦人として、一応すべてを心得させておかなければならないからといふので、掃除などもさせてをりました。それもその地位に即して必要な程度に止め、便所の掃除までさせるといふやうな事はありませんでした。要するに母は人々の身分や地位に応じ、適切な躡をしたものであります。

私は八つ迄母の許で育てられました。その後他家に入てからは、別に礼儀作法についてやかましく言はれませんでした。この幼い頃習つたことが役立つて、今日に至るまで、母の躡に感謝してゐるのであります。結局躡といふものは学齢に達する前、家庭にあつて、一通り出来てゐなければならぬものであります。然るに今日の家庭では、斯ういふ方面は殆ど忘れられ、特に男子に対しては一般に、かうした躡が欠けてゐるやうであります。

それで私は女学生によく礼法を習得せしめ、家婦人となつては、その子女によい躰が出来る様にしたと思ふのであります。蓋し中等学校に於て礼法を授けることよりは、国民学校で先づその修練をさせるといふことが一番大切であります。今後は国民学校でこの基礎を築き、中等学校に於ては、礼法の理論的方面までも知らせるといふやうにしたいと思ふのであります。

三

礼法が行はるべくして容易に行はれなかつた理由について今少し考へて見ますと、これ迄女学校等で授けてゐた礼法は、小笠原流とか、伊勢流とか特殊なもので、而かも本膳の頂き方はどうするか等といふ風な、特別の場合の作法でありました。現代生活に於て、本膳で食事をする様なことは殆どありません。私のところでも、宮様方をお招待上げる様な時以外はまづ使ひません。一般の家庭でも、法事とか、婚儀とかいふ様な場合位なもので、さう度々あるものではないありません。にも拘らず、かうした事を教へやうとするから、無理が出来るのであります。

之は礼法といふものを形式的のものとし、観念的のものとし、更に単なる技術的のものとした大きな原因であつたと思はれます。生活から離れた、実行の伴はない事を取扱ひ、少しも礼法の根本精神に触れず、而かも教へる先生自身がやりもしないことを教へてゐては、永久に礼法は興りません。要するに礼法は実行であり、修練であります。而も外面の形に拘泥することなく、技術の末に走る事な

く、その根本であり、形の由つて生ずる所の本をのみこませる事が最も肝要であります。然らば礼法の本となるものは何かといひますと、それが「礼法要項」の最初に掲げられてゐる「礼法の要旨」なのであります。あの要旨は極めて短いのであります。あの中に含まれてゐることは実に博大であり、深遠であります。十分に玩味して欲しいのであります。

四

さて「礼法要項」の特質を極く簡単に申上げて見ますと、上下の別を明かにするといふことに帰着いたします。国体明徴もその基づくところはこゝにあります。而もその実践は極く手近な処から始めなければなりません。家庭で毎朝神仏を拝み、両親に挨拶をする、これが日本の親に対する礼であります。親を尊び、親の言ひつけをよくき、弟は兄を敬ひ、兄は弟を慈しむ、かういふ手近な事から礼は始まるのであります。

我が国では、親子で電車に乗るのを見ると、子供が親よりも先に腰をかけますが、かういふことは、本来は道に反した行為であると思ひます。一体日本ではあまり子供を大切に過ぎます。之が延いては上下の別の乱れる因となるのであります。長上を敬するのは目下の者として当然のことでありまして、かういふ論法で行きますと、国民学校の児童は中等学校の生徒に席を譲り、中等学校の生徒は大学の学生に席を譲るといふ風でなければならぬ訳であります。尤も実際はこの通には参りませんが、とにかくかういふ様な考から、

「交通旅行」の項の「礼法要項」では人に席を譲る項に、最初は「長上、老幼」とありましたのを、後に「老弱」と改めたのであります。

ドイツでは子供をたゞせることが大切な躰と考へられてゐる様であります。日本流に子供をかばつて、電車の中で席を譲つてやうものなら、先づ車掌から「それでは子供の躰にはならない」といつて制せられる様なこともあると書いて居ります。

これは余談になりますが、子供をたゞせるといふことは、国民学校に於ける音楽教育がならつてゐる耳の訓練にも非常に役立つといふ事でありませぬ。御承知の通り所謂音感教育は聴覚を練磨することにより、例へばエンジンの唸り具合により、その機械の調子を知るとか、爆音の響きを聞いて敵機来襲を適確に知るとかいふ風に、直接産業上、軍事上、国防上大いなる意味を持つてゐるものであります。揺れた電車の中で中心をとり乍ら倒れない様に立たうとする間に、平衡を失しないで保たうとする力が養はれて行くのであります。私達が吊革にぶら下つて居ても倒れかゝるのに、バスガールは平気で人の内を縫ひ乍ら、切符を切つて廻るのを見て、いつも感心させられるのであります。

五

話は又元へ戻りますが、礼法を授けるに當つては、機械的に頭からおしつけないで、何故にさういふ風にするのかといふ所迄細かく考へさせる事が必要であります。礼法の精神は要するに恭敬親和で、

更にその根本をなすものは恭敬であります。恭敬といひ、親和といふも之は決して二つのものではなく一つであり、只相手により表はれる形が違つてくるのであります。

さて敬礼は恭敬を表す礼であります。敬の気持を外へ表すのは大変六ヶしいですが、多くの場合、尊ぶべき人を高く仰ぎます。しかし長上を高い所に上げて、こちらの方が下から仰ぐといふ訳には行きませんから、こちらの方が身を低くする。つまり上体を屈けるといふことになりませぬ。国によつては膝をかゞめて姿勢を低くする所もあります。根本は同じ事であります。

敬礼は恭敬を表すものであることは以上の通りであります。それでは親和を表すものは何かといへば、それは挨拶であります。学校の子供が先生に「お早うございます。」といふのは敬礼でありませぬ。先生が之に応えますのは挨拶なのであります。厳密にいへば敬礼と挨拶とはこの様に区別されるのであります。元来挨拶といふ語は人をおしのけて進むといふ意味で無作法極まるものであります。それが妙に反対の意味に転じて用ひられる様になつたのであります。従つて挨拶は只お辞儀だけではなく、応対の意味が強いのであります。

六

次に礼法はすべて自然であつてほしいといふ事を申し上げたいと思ひます。今迄の礼法は何でもないことをわざとこねまはして六ヶしくしてゐた嫌ひがありますが、かうしたわざとらしい手順は省いて、

出来るだけ簡単にしなければなりません。さうかといつて、たゞ簡単でありさへすればよいかといへば、又それでもよくありません。例へばお茶を飲む時、一寸湯呑みをつまむのは手数も要らず、最も簡単であります。之では矢張りいけません。そこに美しさと趣きとがほしいのであります。この美趣を表したものが、形容作法であります。然し作法を教へる場合に、只漫然とこの形容の作法を強ひるのは宜しくないと思ひます。前にも申しました通り、理屈を添へて教へればよくのみ込めるのであります。かういふ様にすれば如何にも自然であり、美趣もあるといふ事を知らせるならば、実行は誤はないのであります。

「礼法要項」に襖・障子は跪座して開閉するとありますが、之は根本だけを示したものでありまして、儀式の様な特別な場合と、普通の場合とは、自らそこに相違が出てくるのであります。襖をあけた場合、その部屋には長上の方が居られないとも限りません。それで普通の場合でもさうするのが当然であるといふ風に、礼法が日常生活上必要であることを感じさせて教へなければならぬと思ひます。普通は何も六ヶしいことは要らないのであります。私の家では毎朝みなどで薄茶を飲むことにしてゐますが、決してあの六ヶしい方法によつてはゐません。所が世間で普通お茶といへば直ぐあの六ヶしい手順を考へお茶を習つてゐる者でも憶怯がるといふ風ですから、一向茶に親しみが出ず、却つて恐れをなしてゐるのであります。例へば小笠原流の礼法について考へて見ましても、本家のは決して

六ヶしいものではありません。ただ肝心の本家でお作法についての本をお作りにはならぬから、だん／＼と礼法商売家が出て、勝手に、習ふ人には分りにくい様な六ヶしいものを作り上げてしまつたといふ有様であります。

要するに礼法は六ヶしいものといふ考を脱して、先づ実行と考へて頂けば、大変に心安くなると信じます。

どうかさういふ積りで「礼法要項」を扱つて下さることをお願いして私の話を終ることに致します。

徳川侯爵は、文部省「礼法要項」の制定に関し、委員長として終始非常に尽力せられたことは周知の通りで、昭和礼法は一に侯爵の手に成つたと言つても過言でない。今回開催した全国訓導協議会は侯爵邸に於て親しく御講話を承り、且つ小笠原礼法の実演を見学するの光榮に浴した。こゝに録するところは御講演の要領であり、巻頭に掲ぐる写真は当日の情況である。こゝに御厚志に対して心から感謝の誠を捧げる次第である。

(東京高等師範学校附属国民学校初等教育研究会編『国民科終修身教育の実践』大日本出版株式会社、昭和一六年二月二九日発行)

(提出日 二〇一五年九月三〇日)